

# 平成21年3月定例会

## シリーズ

日本が“破綻する”前に、  
玉野市の財政改革を！

世界はいま、金融危機の渦中にあります。日本はどうか。かつてない深刻なデフレ大不況に陥りつつあります。株式市場は低迷を続けていますが、これは最大の買い手であった外国人投資家が引き上げてしまったからです。

不動産も、主な買い手であったヘッジファンドが引っ込んでしまったために惨憺たる状況です。かなりよい売り物が出て、国の指示もあって、銀行が不動産融資には慎重なので、金を持っているところしか動けません。

实体经济に関して、懸念材料が一気に出てきました。ここ数年、中国特需で潤っていた鉄鋼や造船、運輸、機械などの業種が、中国の経済成長鈍化の影響をもちに受けはじめたからです。かつての「構造不況業種」と呼ばれたところは軒並み要注意、となつていきます。

しかしながら、全体としてみれば、日本企業はバブルの影響も少なく、資金があつて人間もまだしっかりしています。

おそらく「2008年ショック」というのは、1929年の大恐慌に匹敵する年として歴史に記録されることになるでしょう。

2009年というのはその2008年ショックを乗り越える戦略を考え、仕掛けをつくる年になるでしょう。わたしは、そのリーダーの一角に、日本が名乗りを上げるべきだと思います。G20でIMFや世銀に資金提供だけを申し出ていたが、国はそんな「財布君」を演じているばあいではありません。

その原因と分析についてはさておき、なぜ日本円が見直されているのか。この10年くらいの間に、日本にはほとんどバブルがなかったからです。つまり土地も株も、もうこれ

以上落ちないという安心感があるから。加えて国民の金融資産が1500兆円。政策金利0・1%という低金利にも我慢して耐え、逃げ出すような国民ではないという信頼感。国の財政投融資特別会計の準備金は中国に次いで世界第2位。これらの要件を勘案して、「いま逃げるなら日本だ。円だ」と世界が見なしているのです。

それではどうすればいいのか？

わたしが思うに、100年に1度か2度ともいえる、この日本円が強い機会において、国家百年の計で日本再生に取り組むべきだと考えます。

いまこそ日本は世界に出て、「買い」に走るべきである。資金はどこから調達するか？ さいわい日本には厚生年金のファンドが90兆円くらい残っている。準備金も100兆円ある。これを国策ファンドにすればいい。国民有志から基金を募ってもいい。

ではなにを買うべきか。言うまでもない。日本が100年来欠乏で苦しんできたものを買えばよい。それは資源である。鉱物資源はもとより、木材、食糧など。これらがいま強い日本円で手に入る時期なのです。さらに言えば、ビッグスリーを買うのも良いだろうとわたしは思う。

日本が80年代末のバブル期に、三菱地所がロックフェラーセンターを買ったとか、ソニーがコロンビア映画を買収したとかいうような征服的な買い方ではなく、サマリタンのな救済としての買い方。これこそがいま日本にできることであり、世界において求められていることではないでしょうか。また、これらの「救済」には国策ファンドが投入されているのだから、救済された企業の経営再建とともに株価が上昇すれば、当然日本も米国も潤う。

このほかにも、例えば鉱山会社を5〜6社は買うことができる。ロシアのガスプロムでさえも資金不足から政府に救済を要求している。ウクライナの通貨フリブナは去年1年間で70%も下落している。同国の銀行はいま、

実質的に閉鎖状態にあり、鉄鉱、鉄鉱石、石炭などの企業が超廉価れんかになっている。もちろん地産地消地産もいいが、農業関係の巨大な企業も、いわゆる穀物メジャーも良質のものが安く買える。

こうして日本は世界で唯一「強い通貨を持つ国」としてエネルギーや鉱物資源の問題を克服し、さらに食糧の問題にも資本参加という形でめどをつけるべきです。日本にはいま、100年来欠乏で苦しんできたものを手中に収める、かつてないチャンスが訪れているのです。

以上が、大不況からの突破口！

「宇野流ニューディール構想」であります。

さて、本論に入ります。

### **最少の経費で最大の効果を挙げる**

折しも、私は日本のバブル破綻直後の1995年、「玉野市の再生」をスローガンに市議会議員選挙に立候補いたしました。緒戦は苦杯をなめ、次の1999年に初当選を果たすことができました。以来、

地方自治法・第2条(十四項)「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めると共に、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

同条(十六項)「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」

それを、むねとし、精進しているところがあります。

さて、質問に入ります。

# 黒田市政4年間の闇に せま 逼る(情報公開の不透明性)

黒田市長は、マニフェストに「徹底した情報公開と行財政改革」を、掲げておられます観点から、以下、11項目について、お復習さいをしたいと思えます。

## (1-1)市長の退職金は、民間企業の感覚で受給されますか？

**質問** 玉野市の昨年の退職金に対する退職手当債は約3億円でした。

本年の市長をはじめ職員の方々の退職金の総額と、退職手当債の発行額をお示しく下さい。

また、なぜ退職手当債を発行するのか？

さらに、民間企業勤務の御経験もありである市長に、御自身の退職金は、民間企業感覚での受給をお考えか否かについても、御所見を賜りたいと存じます。

(1-2)市長の退職金は、民間企業の感覚で受給されますか？

**再質問2** 2007年度から、いわゆる「団塊の世代」に属する公務員の退職がいつせいに始まりました。民間企業でも大量に退職に伴う出資について、いろいろな対策を立ててきています。

ところが、玉野市では退職金の資金が足りないから、市長は先ほどの御答弁で、**退職手当債**を出すことを決めたとおっしゃいました。

市長選挙のマニフェストに、「徹底した情報公開と行財政改革の断行」を掲げられた市長が、これだけの資金が足りないのに、市民に知らせずに黙っていたことは選挙公約違反ではありませんか？

また、市長は、ご自分の退職金や職員が退職するということは市長選挙前からわかっていたのにあえてこの問題を言い出さなかったわけをお聞かせください。

**市長** 私の退職手について、特別職等の条例によりまして、給料月額に勤続期間を乗じた金額100分の40が支払われると規定されていますので、定めのように受給するように考えております。

次に勤手当についてであります。議員ご案内の通り、東京23区では、すべての区で区長の勤手当を廃止しておりますが、子宮に際しましては、様々な調整が成されているようであり、区ごとに差違はございますが、平均的な支給額にしますと、年間月額額の6倍弱になっているようでございます。支給率につきましては平成17年12月定例会におきまして、勤手当を廃止し、県内近隣各市との関係を考慮しまして、期末手当の支給率を年間4・45か月とする議決をいただいておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、市長選挙用のマニフェストについてでございますが、市長マニフェストに向けた情報提供についての条例についてであります。平成19年の公職選挙法改正に伴い、条件付ではありますが、クビチョウ選挙に尽きましても、いわゆるローカルマニフェストの配布が可能となりました。このローカルマニフェストにつきましては、候補者が目指す将来像の実現に向けた政策目標、財源、期限などについて、数値目標などを掲げることにより、具体性があり分かりやすいことから、市民の皆様も関心を持ちやすく、住民の意思をより反映された選挙が実施されるものと認識しております。なおローカルマニフェストを作成するためには、候補者が必要とする行政情報の提供につきましては、例えば玉野市が現在実施しておるすべての事務事業についての事業や目的や内容、必要なコストやその財源、成果指標など年度ごとのデータの公開や、行政情報コーナーなど、玉野市情報公開条例第25条の規定に基づく情報提供施策として、市が所有する情報を公平に提供できるシステムを整備しておりますので、新たにマニフェスト専用の条例や要綱の策定は必要ないものと考えております。

(1-3)市長の退職金は、民間企業の感覚で受給されますか？

**再質問3** 民間企業なら積み立てていないものは払えないのです。そういうことから、当然退職金ありません。なぜなら、退職金は給料の遅配分、と言う要素を持っているのだから、払う必要はないということになるので。民間企業へお勤めであった市長なら御理解いただけると思います。御所見を賜りたいと存じます。

(1-4)市長の退職金は、民間企業の感覚で受給されますか？

**再質問4** 公務員は勤務年数や最後の給与レベルなどによって方程式みたいに退職金が決まっております、また恩給も決まっています。

決まっているのに市長は当選以来市民に公表してこれられませんでした。

なぜ今ごろになって、このような事態になるのか？

徹底した情報公開に逆らった“だまし”、ではありませんか？

端的に言えば市民に対する“裏切り”というか、背信行為になりませんか？

そういうことから、岡山県知事のように退職金を受けとらないとか。

部長級の職員さんでしたら、4年間の退職金はだいたい6ヶ月分の給料分になると思いますが。その程度にされるとか。

市長の御所見を賜りたいと存じます。

(1-5)市長の退職金は、民間企業の感覚で受給されますか？

**再質問5** 市長選挙用マニフェスト作成のための、情報提供に関する条例がなかったから公表できなかったのかも分かりませんが、それでしたら、そういう条例が必要であるとおもいます。要望にとどめて、この質問を終わります。

**総務部長** 市長の退職手当と市債の発行額についてでございます。退職手当の発行額は21年度一般会計当初予算におきまして、5億6千4百3千円を処置いたしております。退職手当債につきましては、団塊世代の大量退職等に伴う退職者の大幅な対策に対処するため、将来の人件費の対策に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第5条の特例として、平成18年度から平成27年度まで、発行が認められているものでございますが、将来負担の増加を招くことのないよう必要最小限の発行にとどめ、退職手当債の活用を図ってまいろうと考えていますので、ご理解賜りたいと存じます。

(二―1)市長の勤勉手当廃止は、

実は文言の廃止だけで、

金子はちやつかりと“懐に”

**質問** 平成17年12月定例会の、議案第22号条例案で、市長の勤勉手当を廃止するというのがあり、私は一人反対しました。

しかし、他の議員の賛成多数により、その議案は可決され、勤勉手当の文言は廃止になりました。しかし、勤勉手当の金子きんすのほうは、市長の懐に入る議案が可決されました。

市長もきまりが悪いのか、その分、給与をカットされているようですが、そういうことなら、いつそ勤勉手当の金子の部分を廃止すべきだと考えます。東京23区では既に、一〇年以上前にこうした手当は廃止されておりますことから、市長の御所見を賜りたいと存じます。

(2―2)市長の勤勉手当は、実は文言の廃止だけで、金子はちやつかりと“懐に”

**再質問** 玉野市長の勤勉手当廃止は、実は文言の廃止だけで、金子が市長の懐に入っているのであれば、それは議員の看過ではないかという市民の方々がおられます。

その方々は、こんな市議会なら市議会議員は要らないのではないかとまでいわれていることから、私も数年前から玉野市の市議会議員は3〜4人でいいのではないかと考えるようになりました。

そこへ、2008年度の市議会議員年金基金の破綻。これもいつそのこと廃止にした方よいと、パブリックサーバントの立場から、私の政務調査費特別委員会召致以来、自分自身の肝に銘じたところであります。

「徹底した情報公開や行財政改革の断行をと、おっしゃるなら、勤勉手当の金子も文言と一緒に、はき出すべきだと強く要望してきます。」

## (三―1)市長選挙用マニフェスト作成のための、情報提供に関する 条例を制定しないわけ

**【質問】** 元来、「(ローカル)マニフェスト」というものは、即効性のあるもので当選と同時に実施されなければなりません。そうでなければ従来の「ただの公約」にすぎないものと考えます。

そのためには、

- 1, 目標の具体性、明確性を数値による表記、が必要です。
- 2, 目標の期間、時期の明示、プロセスや行程の明示に毎年 of 達成目標方法、が必要です。
- 3, そのための費用と財源達成のための金額の明示、も必要です。

そのための情報提供には「マニフェスト作成のための情報提供に関する条例」の制定が必須であると考えます。

しかし、私のこれまでの2回にわたる提案を市長はいとも簡単に「その必要はない」と、一蹴されてこられました。

玉野市長選挙も迫ってまいりましたので、黒田市長の御所見を再度賜りたいと存じます。

(3―2)市長選挙マニフェスト作成のための、情報提供に関する条例を制定しないわけ

**【再質問】** 市長は、市民とこの程度の約束・公約でいいとお考えのようですが、コウヤクには、痛みを感じる患部に貼り付ける膏薬もあります。

また、見解の相違ということから、簡単に思われてはダメだと考えます。

なぜなら税を負担をする供給者である市民は、最も厳しい目で判断されるからです。その税の受給者側の市長をはじめとする職員の方々や、我々政治家はそういう市民の目線に立った、高い基準を維持しなければならぬのです。そうした面から、ここでも市民の目線に立った「選挙用のマニフェスト」が必要だと考えます。再質問をして、この項の質問といたします。

#### (四―1)市長当選御礼による

「広報たまの」再印刷費を、なぜ市民の税金で負担しなければならぬのか？

**質問** 「徹底した情報公開や行政改革の断行」を掲げて市長に当選された御方が、玉野市長選挙御礼による「広報たまの」の再印刷費、並びにそれにかかる裁判費用を、市民の税金で負担なさった分けについて、御所見を賜りたいと存じます。

(4―2)市長当選御礼による「広報たまの」再印刷費を、なぜ市民の税金で負担しなければならぬのか？

**再質問2** ここでも、市民である供給者と、われわれ受給者の感覚の違いの問題があると考えます。

判断は市民がなさるワケですから、市長にこれ以上の質問をしても同じでしょう。

わたしなら、グレーであっても“クロダ”と考え印刷費90余万円は、自分自ら負担します。

今後このようなことが再び起きましたら、ご自分でご負担をしていただくように要望しておきます。

**総務部長** 広報たまの再印刷費並びに、裁判費用についてでございます。

平成17年12月号の広報たまのにおいて、市長就任時の抱負統計際した一部の記事について、公職選挙法178条に抵触するおそれがあることが判明したため、配布は不相当と判断し、広報紙を改修し、差違印刷したものでございます。

この県につきましては、再印刷費等に、損害倍請求をするように求めた住民訴訟が起きておりまして、改修再発行について、やむおえない判断であり、相当する処置であったと認められ、平成19年一月16日に原告の請求が棄却されております。そのことから再印刷に要した経費を公費から支出したことに違法性はなく、妥当な支出であったと認識しています。又この裁判に要した費用につきましては、公人の玉野市長であり、玉野市の業務である広報たまのの再印刷費であることであり、これまでの公費は適切であったと認識しております。

(五―1) 政務調査費事件の知られざる真実

## 玉野市議会は「暗黒市議会だ！」

### 質問

1, 黒田市長は、マニフェストに「徹底した情報公開や行財政改革の断行」を掲げておられます。

その影響からか、玉野市庁舎内では、情報開示請求書のコピーによって、その請求者名や、請求者の住所、請求する行政文書の件名、及び具体的な内容等までもが公表されているようです。

これらは「徹底した情報公開」をかかげていらつしやる、市長のご指導によるものでしょうか？

御所見を賜りたいと存じます。

総務部長 情報公開について、玉野市庁舎内に、情報開示請求者のコピー等が

久万、読売・福永

2, また、玉野市の情報公開条例に基づく、情報開示請求は、市長のさじ加減で、“差別的”な情報開示を行っているようにも見受けられますが、これも市長の「徹底した情報公開」によるものかどうか、情報開示請求について、市長の御所見を賜りたいと存じます。

ワイドスクランブル07, 5/10大賀和弘

3, 市議会議員の政務調査費に関する領収証は行政文書でないと、三宅一典議長が、玉野市情報不服審査会の答申にに対して、発言をされている。

その領収証の取り扱いについて、市長の御所見を賜りたいと存じます。

4, 「玉野市情報不服審査会」の存在と意義、その御立場等について、御所見を賜りたいと存じます。

三宅一典・議長



再質問2

1, 情報開示請求書や、開示決定通知書の請求者名や住所、行政文書の内容、対象になった行政文書の件名等の公表が、開示内容と無関係の議員にされた場合は完全な「玉野市個人情報保護条例」違反だと考えますが、御所見を賜りたいと存じます。

2, 次に、例を挙げて質問しますので、明確にお答えいただきたいと存じます。

まず、久万真毅様というお方、山陽新聞の社員のお方で、玉野市役所の記者クラブにおられた方とお聞きしております。

つぎに、読売新聞・倉敷支局の福永雄司様。

この御2人の方々の開示請求書に係わる個人名や住所、請求文書等の内容が公表されていること。

2, さらに、このお2人以外に、テレビ朝日のワイドスクランブルに2007年5月一日に出演なさって“大活躍”であった、大賀和弘様に、玉野市情報公開条例では、情報開示が義務付けられていない政務調査費の領収証等が情報開示されました。これは法律、条例違反ではないのでしょうか。御所見を賜りたいと存じます。

さらに、「市民オンブズたまの」のメンバーに対しては、同じ条件と思われませんが、情報公開条例に基づいて、情報開示したにも拘わらず、開示されなかったことが玉野市内で問題になっています。

市長はご自分の支持者か否かによって情報を操作しているのではないかと市民から揶揄されています。

この件についても、御所見を賜りたいと存じます。

再質問3

大賀和弘さんがこうした市議会議員の領収証を公表したことで、テレビ朝日で6人の悪徳議員としてテレビ放映される原因になった。

私の政務調査費に関する委員会が設置されたことはご存じの通りであります。

またその委員会の要請で、6月定例会で弁明を行ったことは議場の皆様はご存じの通りです。そこで、政務調査費が地方自治法で法令化されるまでの市政調査研究費を私が玉野市議会議員の中で唯一受け取っていなかったこと、人間ドックの補助金も一切受け取っていなかった事実を発言したことが、当委員会の委員の気分を害したようで、7月にはこんどは特別委員会が新たに設置され、同11日に第1回目が開催されることを、玉野市議会議長や事務局からは何ら通知もなく、読売新聞の記者からの通報で知り、その委員会の傍聴に行きました。

ところが、玉野市の条例や規則の傍聴規定に私の傍聴禁止項目がないにも拘わらず、同委員長である河崎美都氏をはじめ、すべての特別委員から「傍聴席から出て行け」と理不尽な言いがかりを付けられました。条例や規則に何も退席する理由はないことを、委員長に告げました。しかし、関係法令を理解しえない玉野市のここにいる議員どもは、法律論よりも感情論が先行することが慣習になり、私が何度説明しても理解しようとしませんでした。ただ退席を求めて、「出て行け、出て聞け」の大合唱でした。こんな議会であるから、市民から議会無用論が取りざたされるのだと実感すると同時に同僚議員として議員活動がわびしくなりました。こういう状態の中で、ふと傍聴席を見ると、知りあいの三井造船とN T Tの元幹部の方々が傍聴に来ていらつしやり、私の顔を見るなり、にやりとほほえんでおられました。私の発言を理解してくださる傍聴者に気がついた私は、これ以上玉野市議会の恥部をさらけ出すのもどうかと思うこともあって、その方々に傍聴を委ねる形で退席しました。

その後、こんどは、8月4日特別委員会に参考人召致で呼び出されました。その席での

ことですが、政務調査費の修正書類を議長に提出したにもかかわらず、その書類を却下しておきながら、今度はその却下した書類の自身についていちや紋を付けてきました。領収証と、その領収証を訂正したものを出せと言字野です。しかし、真実は1つしかありませんので、却下された領収証は提出する必要はないと突っぱねたうえで、訂正した領収証は紛失したと答弁申しあげました。

その結果が、9月定例会最終日まで、私が考えもつかないような、河崎美都特別委員長作成の陳謝文を瞬きまばたをする時間もない早さですぐ朗読しろというのです。さらに、万が一、私の私権を入れて読むと、問答無用の議員除名処分にするというのです。これくらいのことではとうてい考えられない法的処分を法律が理解できているのかどうかわかりませんが、玉野市議会特別委員会の委員長は理不尽な処分を持ち出してきました。すくなくとも私には、とても玉野市議会が法治自治体議会とは考えられない言いがかりでしかありませんでした。当然このような理不尽な要求には、議員生命をかけて断固戦うしかない私は決意を新たにしました。しかし、最終的に交渉役で委員長と私の間を取り持ちの小泉馨議員と伊達正晃議員の2人から説明や説得を強くされたうえ、伊達正晃議員からは、裁決される直前の数分間の休憩時間を利用して、涙があふれんばかりの情熱ある「議会のために小異を捨てて大道に・・・」の説得に、気の弱い私は胸を打たれ、とうとう最後には、河崎美都特別委員長作成の陳謝文の最初に私個人の小異を捨てて、議会全体の大道に着くことを読み上げ、後の文章は読むか読まないかすることです。9月定例会最終日の22日に行うことを約束してしまいました。

その期間の、委員会、および特別委員会の資料はほとんどいただいておりません。しかも、私が自ら玉野市の情報公開条例に則って、情報開示した書類のみが、昨年の12月定例会近くになってから、議員としてではなく、

一般市民の権利として、私の手元に入手できませんでした。それは委員会設置から、はるか6か月後のことでした。

1, そこで市長にお尋ねしたいのは、市議会議員に議会費が予算だてされ支給されていることに鑑み、その特別委員会開催の間、議論や、全委員に提供された資料は私を含めて、玉野市議会議員全員に平等に支給されなければならぬと考えます。

2, 同時に、委員会や特別委員会の傍聴阻止についても、違法性があると考えます。御所見を賜りたいと存じます。

(5-3) 政務調査費事件の知られざる真実

### 再質問3

奇しくも、12月の八浜小学校便りに、「正しいことははっきり言いましょう」という文言が踊っていました。

## (六―1)東清掃センター大規模

### 整備工事入札に、官製談疑惑？

**【質問】** 平成19年12月定例会の「議案第76号・工事請負契約」において、東清掃センターの炉の経年劣化が著しいので、その施設の回復を図ることから、指名競争入札が実施されました。

法令上は、1億5千万円以上の入札については、3社以上の指名競争入札以上にするところから、入札は平成19年9月27日10時から行われ、(株)神鋼環境ソリューション、(株)タクマ、及び、内海プラント(株)が、参加したと。そのうち、(株)神鋼環境ソリューションが辞退し、2社で入札をしたというデータがあります。

予定価格10億795万円で、最低制限価格は、7億4,588万3千円に設定されたとあります。

玉野市の財政厳しいことから、玉野市民ならなるべく安い契約を望のが一般的だと思います。しかし、落札の結果は、2社による、93・8%の高落札率でした。折りしも、玉野市職員の退職金3億円を市債発行で乗り切ろうとしている時期でした。そのとき、最低落札率にしていたならば、2億6千万円以上の退職金の軽減になり、80%の落札率でも、2億円以上の市債軽減につながったと考えますことから、落札官製談合の定義について、当局の御所見を賜りたいと存じます。

それから再質問を行いと考えていますのでよろしく御願いたします。

**【再質問2】** 部長の御答弁では、この事件は官製談合ではないとおっしゃいました。

一般市民の目には怪しい入札も、役所の見解は、官製談合ではないと。適切な契約だったと。

しかし、ここでも、市長の掲げていらっしゃるマニフェストによる「徹底した情報公開と行財政改革」については“クロダ”といわれてもいまいかな、非常に深い闇にまつまれているように市民は受け取るのではないでし

## （七一）「クッチーナ・デ・ウーノ」事件の

裁判の経過報告が全くないわけ？

### 質問

「クッチーナ・デ・ウーノ」のプロジユースを玉野市が要請した平野寿将<sup>ひさま</sup>氏の貸金の返還に、市長就任当時前向きでおられた黒田市長は、玉野市がやるべき訴訟を玉野市が補助金を提供している玉野市観光協会を通じて進められておられると聞き及んでいます。

その裁判訴訟からかれこれ3年は経過しているように思います。本来であれば、裁判所の判決の結果報告が合ってもいい時期に来ていると考えます。しかし、その経過報告はどうか、その判決等についても全く市民への報告がありません。

市長選挙の公約マニフェストで「徹底した情報公開」を掲げられた市長なら、その報告は当然されるものと期待している市民は多いはずです。まして、市長が市議会議員当時、たしか産業委員長をなさっていらっしやったときの事件だと思われますることから、より積極的な報告責任があると考えます。

御所見を賜りたいと存じます。

すでに、おかやま信用金庫が平野寿将氏を、同様の貸金の返還を求めた訴訟の判決は、岡山地裁で、2007（平成19）年9月20日に、約1380万円の支払い命令を出して解決しています。

（七一）「クッチーナ・デ・ウーノ」事件の  
裁判の経過報告が全くないわけ？

### 再質問2

何も言えませんか。

## (八―1)三井造船との公共下水道接続交渉の報告ができないわけ？

**質問** 市長御就任直後の平成18年3月定例会におかれまして、市長は三井造船本社を3回訪問され、その3回とも公共下水道の接続について交渉をなさったと御答弁をなさいました。しかも、「三井造船に御願いしたからそれで済んだというものじゃあないんで、より一層、じゃあ具体的なことはどうなんだというようなことも今後お話をして、要請をしていかなければならないというふうに思っております。」と、私の質問に、御答弁いただきました。

わたしは、早速関係者に雇用の創出につながる、この問題を大いに宣伝しておきました。

ところが、現実には、市長の御答弁はかけ声だけで、朗報が聞こえてまいりませんでした。しかも、今では関係者からは、私の信用性さえ疑われる状況です。

市長の「徹底した情報公開」に基づく、三井造船の公共下水道接続交渉の詳しい状況について、もう一度、わたしの関係者に対する説明責任を果たす立場から、詳しい御所見を賜りたいと存じます。

(8―2)三井造船との公共下水道接続交渉の報告ができないわけ？

**再質問** 三井造船の事務所本館の公共で水道工事を行ったとの部長の御答弁でした。

御でなく誤りの誤答弁かと、感じずにはおれませんでした。

？ という感じです。なにおいませら。。。  
はつきりいって、この御答弁は聞かなかつた方が良かったです。

市長、本当に法学部の・・・？  
公共下水道法をご存じですか？

もう。何も言えねえ。て、感じですよ。  
交渉にはなっていないとしか、言いようがありませんね。

これまた、「三井造船の公共下水道接続」

(九一)遅々として進展しない  
建築基準法違反(都市計画法違反)の  
“八百長”

1, 「市街化調整区域」はご存じの通り、市街化を抑制する意味をもった区域です。しかも基本的に、住居も含め建物は許可なく建てられません。

一方、「市街化区域」は、全国的に見ても、日本全土の4%にも満たないのです。

市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」であり、用途地域を定めないこと。自治体などによる都市基盤の整備も行われないことが原則です。

さらに、市街化調整区域の「開発許可との関係」は、許可されないことが原則で、開発行為を伴わない建築行為についても同様に厳しく制限されています。

そういうことから、東兎鉄工所の建設場所は市街化調整区域内の単体の更地であったことから、開発許可に関する書面(開発許可書、工事完了検査済証など)の確認の他、建築確認が受けられるかどうかの問題が生じます。さらに、それらを万が一クリアしても次に、建ぺい率・容積率や一定の制限が加わると思う観点から、それら諸々の内容についての御説明を求めます。

2, 去る12月定例会で、建設部長にこの壇上から、本件に関する一件書類の調査や資料収集を御願いしておりましたので、その当時の航空写真の提出を御願いたします。

3, 資材置き場についての、必須条件について御所見を賜りたいと存じます。

(9-2)遅々として進展しない、建築機銃法違反(都市計画法違反)の“八百長”

**再質問2**

■ まず(株)東児鉄工所関係及び、

- 1, 写真の提出のこと。
- 2, 玉野市北方1259-1番地、1258-2番地、1326-1番地、

■ 次に(有)東児関係について、

- 3, 玉野市北方1258-1番地
- 4, 玉野市北方1259-3番地、同、1258-3番地

以上に係わる「建築確認申請書(建築計画概要書を含む)」を受理していますか?

5, 資材置き場はどうするのか?

(9-3)遅々として進展しない、建築基準法違反(都市計画法違反)の“八百長”

**再質問3**

明らかに建築基準法違反であることを、認めますね。

(9-4)遅々として進展しない、建築法違反(都市計画法違反)の“八百長”

**再質問4**

さらに、これらの建築基準法違反の建物の土地に、開発許可が下りているが、これはどういうことか?

詳しいご説明を求めます。

(9-5)遅々として進展しない、建築法違反(都市計画法違反)の“八百長”

**再質問5**

。

※ 建物の、構造計算ができているのか?



## ■最後の再質問

1、市長が、もしも、玉野市の「医療費不正利得事件」同様、市民が勝手に裁判でもすればいいと、役所は見て見ぬふりをするならば、「徹底した情報公開と、行財政改革」のスロ―ガンとは裏腹に、この不景気の時代に市民の負担は増大するばかりだと、苦言を呈して、質問を終わります。

一方で、自治体議会のゆくえが、注目を集めているのも事実です。

地方分権推進委員・くらしづくり部会会長をお勤めの、大森弥・東大名誉教授。

次の、来る4月9日、第1回市町村議会議員セミナー講師として来られますが、同教授とお話する機会が東京でこれまで3回ありました。

そのなかで、議会の三位一体改革を掲げられています。今後、議会のあり方を議論していく過程で、議会および議員の活動とは何なのか、従ってどういう人数が必要で、どの程度の報酬が適正なのかと云うことを3点セットで、それこそ住民参加で議論すべきだとおっしゃっていました。

しかも、日本の地方議会の最大の弱点は、この3点を住民参画で1回も議論したことがないことです。はなはだ無責任ではないか。議員報酬は、特別職の報酬に関する委員会を作って、そこでお盛りとも受け取られかねない決め方をしている。

さらに、議員定数の問題を理屈だけ申し上げますと、合議体ですので定数は3人以上です。2人ではできません。ただし極端な話、3人で議会を構成すると、誰か1人を議長役にしなければなりませんから、残りは2人になります。2人の相性が悪いと、そのたびに議決を議長が決めることになります。これはよくありません。そうなると4人以上ということになります。そして、4人以上議員の数が必要だというのならば、その理由がなければならぬと言われるのです。現在の議員定

数は、過去からの経緯だけで決まっているので、さしたる根拠はありません。私は、理論値でいえば、4人以上には理由があると言っているのです。

一方、わたしも、昨年の私の特別委員会出席時の傍聴席の方々から、「あの程度の議員集団なら、玉野市の議員は要らない。」と言割れた言葉が、胸に突き刺さるのでございます。

それを機会に、報酬と定数と活動について全面的に、本格的に検討すべき時期に来ていることを痛感すると共に、玉野市議会議員定数を4人。議員年金廃止を問題提起させていただきます。本日の一般質問といたします。ありがとうございました。

(1001)記者クラブ室を有料化で  
きないわけ？

**質問** 「記者クラブ」とは、皆様ご存じのとおり、首相官邸、省庁から、玉野市のような地方自治体、地方公共団体、警察、業界団体などに設置された記者室を取材拠点にしている、特定の報道機関の記者が集まった取材組織のことです。

各団体から独占的に情報提供を受け、記者室の空間及び運営費用は原則各団体が負担・提供し、記者クラブが排他的に運営を行っています。世界中で日本とガボンにしか無いことから、「Kisha club」が、世界共通語となつて、日本の報道の閉鎖性の象徴として、内外から批判されています。

さて、玉野市の記者クラブ室は、山陽新聞の記者の方々の人数分の机と椅子、応接セット、テレビ、コピー機が配置されているようです。また、非常勤かと思われる事務員も常駐しており。机には専用電話やFAX、通信回線などを設備しており、記者室のこれらは玉野市が無償提供しているほか、運営に必要な光熱費、電話代、コピー代、受信料、常駐事務職員の人件費まで、一切を取材対象側の玉野市が負担していると理解してよろしいですか。

玉野市の現状について、御所見を賜りたいと存じます。

(10-2)記者クラブ室を有料化できないわけ？

**再質問** バブルが崩壊した1990年代後半以降の財政難のため、各地方自治体の記者クラブを中心にこうした例はほとんど無くなり、加盟各社が加盟記者の人数に応じて運営費の一部を負担するようになったと聞き及んでいます。

(その負担額が安すぎることは存じ上げていました。しかし、)

記者室の賃料や設備費は、玉野市役所近隣の家賃相場に応じた料金をご負担いただき、さらには、クラブに駐在する事務職員の経費も「広報課臨時職員」的名目で玉野市が負担するのではなく、適正な仕事に応じたご負担をしていただけかないと、新年度予算で市民にさらなる公共料金の値上げを無理おじし、「徹底した情報公開や行政改革の断行」をスローガンに掲げる黒田市政にあつては、市民感情を逆なですると考えますことから、御所見を賜りたいと存じます。

(10-3) 記者クラブを有料化できないわけ？

### 再質問

(その負担額は？)

前坂俊之・静岡県立大学教授の「記者クラブの歴史と問題点」のなかで、自らの新聞記者としての御体験から、次のように書いておられましたので御紹介して、この項目の質問を終わりたいと思います。

約20年ほどの私の記者生活の中で、中央官庁から地方都市のクラブを回ったが、確かにこのクラブほどひどいところはなかった。記者クラブが取材の中心基地であり、ここで発表されたものが自動的にコンベアにのって記事となり、(役所の) 広報課員が書いた原稿がほとんどそのまま新聞紙面のその過半数を占めたということも事実である。ジャーナリズムへの厳しい批判が、こうした記者クラブ制度を、根源的に問う段階にさしかかっている。

つまり、玉野市長と玉野市の記者クラブは山陽新聞だけですから、行政の情報と経費の負担という、持ちつ持たれつのいい仲にあることから、「徹底した情報公開や行政改革の断行」の夜明けは遠いと感じずにはおられません。

### 例の―― 件の2紙

玉野市廊下ろうかどび――、その危害のなさは凡百ほんひやくの芸能レポーター・です。

マスコミを敵に回すと選挙で“苦戦する”。  
そういう私が好例であること申し述べて、  
この項の質問を終わります。

(11-1)「岡山南部水道企業団」の  
理事者と議員の報酬の廃止が  
できないわけ

中間点は私の判定にはありません。  
ゼロか、満点まんしか存在しないのであります。

**質問** 「岡山南部水道企業団」は、地方自治法に基づき、地方公共団体が、その一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立された組合とあり。

一部事務組合は、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得た特別地方公共団体であり、法人格を有し独立採算制で運営されている。と、理解しています。

水道事業を行う主体は、水道局・水道部・水道課と呼ばれているほか、上下水道局・建設部などの一部門となっている自治体もある。複数の市町村にまたがる企業団や組合が水道事業を行う地域もある。近年、水道料金の値上げが多く、その理由として水源の水利権の高コストや老朽施設の更新、建設時の借入金負担や市町村合併に伴う価格見直しや節水へ意識誘導する目的で単価を上げるといった理由があるようです。

わたしは、全国で自治体の合併が推し進められたように、このような一部事務組合も、合併により、議員の削減はもちろんのこと、報酬を費用弁償にするなど、職員の削減や費用の軽減を図るべきであると考えます。

あわせて、私が以前に質問しましたその後の、「岡山南部水道企業団」の理事会や議会で、このような問題を市長が提案なさったかどうかについて、運営委員でいらつしやる市長の御所見を賜りたいと存じます。

(11-2)「岡山南部水道企業団」の理事者と議員の報酬の廃止ができないわけ

**再質問2** 進捗状況は理解できました。

しかし、実現できない限りにおいては、0ゼロか、100点かどちらかです。

# 平成21年第1回玉野市議会定例会提出議案

## 質疑

### 1、議案第1号

## 平成21年度 玉野市一般会計予算

玉野市の厳しい財政状況のなかで、これまでのように「要求」するだけでは「お金がない」の一言でかわされてしまいます。

そこで自治体の予算編成のフローを知ることによって行政と同じスタートラインに立つこと、次に市民による自治体の財政分析を通じて、民主的な予算の組み替えを可能にすることが必要です。

### 総務省自治財政局財務調整課

そもそも、地方自治法第219条第2項（予算の要領を住民に公表しなければならない）、第243条の3第1項（住民に財政状況をわかりやすく公表しなければならない）において財政状況の公表が義務付けられています。これを形だけにするのか、本当に説明責任を果たしているのかどうか、解釈の諸宇部だと考えます。この条文が住民にとって財政がわかるように、財政議論の場に材料が充分提供され、住民が判断したり、意見を述べる機会をつくる。それが行政の責任でもあると考えますが？

近年、玉野市の財政危機がさげばれてまいりましたが、過去の財政運営についての反省が触れられていないように見受けられます。そこで私は、「過去の財政の時宜評価無くして近未来の財政計画は立てられない」と言うことを強調したいと思っています。

玉野市の決算カードには【普通会計】決算状況【性質別算出に状況】が記載されていないのでこれを書き改めていただきたい。

地方分権の時代に国と地方が対等の関係になっ

たときに、いつまでも決算カードを基にして行政指導をされるようでは、独立した自治体にはなりえないと思います。ですから、住民にとってもわかりやすい、さらに住民に必要な指標が入れられた決算カードをつくるのが、望ましい姿だと考えます。

特に東京都の決算カードは、全国の中でも、私が見た限りでは一番優れていると思います。東京都の決算カードが全国にない例はどういうものがあるかと、「大規模工事」という欄があること、財政の「健全化」指標が多くあり、丁寧に表示されていることです。

決算カードを管轄しているのは、都道府県の市町村課あるいは地方課とよばれているところです。これらは中央集権の最たるもので、決算カードを通じて縦の関係、支配と被支配の関係を自立的につくってきた結果の最たるものです。

さらに全国の自治体を、一言で言えば丸裸にして毎年発行されている「類似団体別市町村財政指数表」があります。要するに決算カードを類型別に全部分けて、そして1人当たりの費用まで含めて全部記入されて、国や上位団体が思うままに指導してきていたのです。この関係が、2000年4月1日から国と地方自治体は対等平等な関係が法的に明示されたわけです。ですから、これからは少なくとも決算カードを誰もが入手し、玉野市の職員が自らの手で、国と県玉野市が対等である関係を造っていかなければなりません。それがひいては玉野の展望が明るくなると考えます。

予算編成の流れから、(1) 予算編成方針の提示(9月～10月) ↓ (2) 各課より見積もりと要求(ヒアリング)(10月～11月) ↓ (3) 査定(11月～12月) ↓ (4) 調整(1月) ↓ (5) 議会提出(2月) ↓ 3月議会(2月・3月)です。この予算編成日程をならんで事務事業評価が行われたり、議会各派・関係団体への説明が行われます。玉野市では、予算編成方針の提示前にも各課とのヒアリングが行われるのかどうか、お尋ねします。

1、決算議会は9月定例会までに。(て)

玉野市の決算議会は12月定例会で行われています。しかし、予算編成方針が9月であるならば、せめて、9月までに決算議会を行うことが必要ではないでしょうか。そうすれば、決算議会で議論

したことを、翌年度予算編成作業に反映させることが可能です。財政課では当然、前年度決算を総括して、予算編成に当たっておられるはずですから、議会も9月に行うべきではありませんか？

2, 前年度の決算カードは9月目出に入手できますか。(ち)

法律では副市長(収入役)は出納閉鎖後(翌年度の4月1日から5月31日)、3か月以内(8月31日)に決算書及び付属書類を市長に提出しなくてはならないとされています(地方自治法233条1項)。というわけで、9月には決算カードが作成されているはずです。

### 3, 当初予算と補正予算(ち)

1年に何度、補正予算が組まれているか？

3月定例議会ですべての予算が審議、可決されると、その年度の予算が執行されます。これが「当初予算」ですが、実際に予算が執行されても、一年の間に不測の事態が生じるときがあります。法律改正や、経済の変化、災害などです。その結果、予算案を補充したり、修正したりする場合があります。年度途中で予算に変更を加えるのが「補正予算」ですが、補正予算は年度を越えて行うことは禁じられています。しかし、回数場の制限はありません。そのため、市長が最初から予定している事業をわざと当初予算ではなく、「補正予算」に盛り込んだり、許可の見込みのない地方債を当初予算に盛り込んで帳尻を合わせ、補正予算で調整するといったことはありませんか？また、当初予算の見積もりが甘いことから補正予算を乱発することはないでしょうね。例年の回数と、それが何パーセントの補正予算になっているかお尋ねします。

### 4, 予算過程での市民参加

玉野市に「自治基本条例」「市民参加条例」の制定もしくは、条例に予算策定・総合計画への市民参加(市民参画)の規定を策定を！(ち)  
予算の要求、査定、計画と言ったそれぞれの段階での市民の参加(≡予算変性過程への市民参加)を！(て)

北海道のニセコ町にある「まちづくり基本条例」では、(1) 予算編成及び、その執行は総合計画を踏まえること。(2) 財政情報の提供を義務付

ける。(3)(2)について分かりやすい方法で説明することなどを定めています。まさに自治体の憲法というべき「自治基本条例」「市民参加条例」の策定の動きが広がっています。そこに、予算変性過程における市民参加(参画)がこれらの条例に規定されるか。総合計画への市民参加の課題とあわせて条例制定における課題です。

### 5, 予算編成過程での情報公開

(1) 玉野市では議会傍聴者が予算書を閲覧できるか？

予算編成に参加する第1歩は予算会議への傍聴です。まずは傍聴者に予算書の閲覧が先決です。

(2) 予算編成段階で市民説明会が開催されていますか？

予算編成段階ごとの予算案と、説明書、基礎データを公表する。それをもとに市民向け説明会、公聴会を設ける必要があります。

### 6, 議会も公聴会制度を活用し、予算議会に市民の声を！(て)

予算審議をするし議会でも、市民の意見を聞く公聴会や、専門家の意見を聞く聴聞会の開催などの工夫をしなければなりません。そのことで予算審議と議会の役割を高めていけるのです。

### 7, 公民館や玉野市主催で財政学習会が開催されていますか？(ち)

予算変性期に限ったことではありませんが、財政担当職員や研究者など講師に市民のための財政学習会が恒常的に行われることが大事です。通常の出前講座だけでなく、市民がゼミ方式で学べる形式も必要です。昭島市あきしまの市民大学の取組が参考になります。

### 8, 市民と自治体職員の究極の協働として「財政白書」を作成しては？

財政白書をつくる自治体が増えました。

7, を進めていくことで、市民と自治体職員による財政白書を策定する方向に行きたいものです。

9, 住民が予算編成に関わる上で

予算編成のスケジュールに合わせた運動を展開していただけますか？

3月定例議会では予算案は既に固まっています。予算査定以前に市民的施策の優先順位をいかに反映させるかが重要です。

10, 事務事業評価・各所行革プランに要注意です。

公共サービス宇野民間委託などの行革案は、その計画が発表される前、具体的には予算編成前に準備されていることが多いことに鑑み、各部で行われている事務事業評価でどのように評価されているか、情報公開制度問うから、早めに察知することが重要です。

11, 単年度予算にとらわれず、総合計画の「基本計画」「実施計画」に市民の要求を反映できたか？

○ 玉野市の今後一〇年、20年先の財政見直し  
|| 財政フレームを示した上で、当局なりに中長期的に展望してこれからの財政運営をお考えになつたコ？御所見を賜りたいと存じます。

○ 玉野市の「過去の財政事後評価無くして近未来の財政計画は立てられない」と考えます。約20年以上の過去の財政分析は行われたのでしょうか？御所見を賜りたいと存じます。

○ 「平成21年度の市政運営の基本方針」に財政フレームがどれだけ反映されたとお考えか？御所見をいただきたいと存じます。

○ 歳出からみた予算の組み立て方について

○ 行政改革に基づく予算の組み立てについて、その順序は？

(義務的経費、義務的経費以外の経常経費、投資的経費、等)

○ 「補助費等」や、「物件費」、「投資的経費」

の見直しは十分になされたか？

## 都市計画法違反事件

分断された住民の意志

鉾立地区の視察で、鉾立地区を見て歩き、住民と意見交換し、3回のシンポジウムを行った。

その結果、はっきりしたことは、誰も東兎鉄工や清水スチールの建設を望んでいないし、造る必要性が皆無だということである。それにもかかわらず、住民合意のような体裁でことが進んできた背景をお尋ねしたい。

それは、鉾立地区の人々が、広域な環境と産業問題として考えず、賛成と反対という狭い利害としてバラバラに対応してきた。

しかし、鉾立地区の広域な地域の将来を考えた時、東兎鉄工や清水スチール建設は住民の住民の生命線を左右することになる。原点に戻り、法律遵守して地域が連携して協議する必要がある。法的にはまだまだ戦える強力な武器がある。

官製ではなく、住民による環境アセスメントが決め手になると考えるがどうか。

鉾立地区出身の都会に在住する方が、こう断言されている。「郷里に住んでいないものが口を出すな」という批判には、私はこう答えよう。

「交付金や補助金の多くは都会人が払う税金だ。また、ふるさと納税をするならば、郷里（地方）の皆さんに美しい国土を守ってくれと御願いする権利がある。」

■ 建築確認申請（建築計画概要書を含む）を受理していない

■ 建築法違反（違法建築）の所へ、開発許可は下りるのか？

国破れて議員有り



1, 産業振興ビル建設費用&拠出金の分担割合

A : 別紙の通り。

A : 7億7,076万円

A : 国 : 13% 県 : 0% 市 : 55%

2, ペテストリアデッキ

\$ : 別紙2 & 別紙3

① 所有者は? A : 岡山県

② 建設費金額は? A : 7,790万円

③ 建設費負担割合は?

国 : 県 : 市 :

④ 岡山県主導の事業である

3, スペイン村

A : 別紙4

① 主な出資者の出資割合は?

② 出資金の用途は?

A : 土地購入費及び、当初のスペイン村人件費

4, 玉野商工会議所を中心の温泉施設+ホテル建設プランに玉野市は出資をするか?

A : 土地の所有者(株) 宇野港土地が、ポート13らの尽力により、経済産業省補助金を受けて建設するものです。

玉野市の負担は、第3セクター方式になれば別ですが、現在のところは、その周辺整備費の負担程度の予定だそうです。

5, 玉野市職員の退職金

① 大量退職者が出るのはいつか?

② 退職金予定額は?

③ 退職金の積立金は?

④ 平成21年度の三井造船の法人予定額は?

⑤ 同 三井金属の 同 ?

3, 長期占有地(赤線、青線、旧法定外公共物や旧里道)の時効取得を、自治体は認めない案件が、全国各地で増加していること鑑み、本市の実情と対処法を質す。

# 生活者のための農業を！

世界各国の通貨に対して弱くなっている「円」

通過の価値は、いわばその国の国力を表す指標である。

イギリスの上場企業の実に半数が外国資本に支配されるようになったが、それとは逆に資金、雇用、技術がイギリスに新たに入ってくることを意味している。

特にイギリスの政調の70%くらいが金融機関によるもので、ロンドンは紛れもなく世界の金融センターになっている。

ブルドックソースのようなマイナー企業でさえも外国勢から守ろうとする国がいいのか、「来るものを拒まず」のイギリスがいいのか。世界の市場から次第に外れていく道を選んでいる日本か、世界市場をとにかくにも体内に取り込もうとしているイギリスか、これからの10年で明確な答えが出るだろう。

## プライマリー・バランスどう

プライマリー・バランスとは、「これ以上借金をしなくてもいい」収入と収支のバランスのこと。逆に言えば、これでは「借金は減らない」。プライマリー・バランスの考え方の中には、借金を減らすという発想はない。

しかも政府が「歳出を減らしている」と言っているのは、先に述べた国家予算の「一般会計」と「地方財政会計」の部分に過ぎない。政府が関与しない形で歳出される「特別会計」や国会の承認を必要としない特別団体などの「政府関係機関」への歳出は、増加の一途をたどっている。

## 一、道路特定財源問題で、市長の考えを問う

道路特定財源問題で与野党がもめにもめています。

道路特定財源は、ガソリンや軽油など自動車にかかわるものに課税する仕組みであり、使用目的は道路の建設・維持であります。税率が上積みされている部分

(暫定税率)については期限が定められていて、本来ならば今年(2008年)3月で失効してしまうはずでした。そこで、多数の道路族を抱える自民党が延長させようと動き、野党がそれに反対、道路特定財源そのものを一般財源化するべきと反論しているという構造が実状です。ところが、その自民党の中の、それも元首相である小泉氏が「そろそろ福田総理が『一般財源を前提として、譲るべきは譲っていい案をまとめよう』と言えば妥協の話は出てくる」と、一般財源化を視野に入れた発言をしたのです。「自民党の中にも一般財源化を支持する層はいる。例えば私みたいに」と。

小泉氏は、もともと一般財源化しようとしていた政治家です。だから、こういう発言をするのは不思議でも何でもなく、本来であればニュースバリューとしては大きなものではありません。にもかかわらず今回、彼の発言が大きく取り上げられたのは、小泉待望論があつたのだと私は思う。なんとなく「よいしょ」と押し上げられているような印象を受けました。久しぶりに小泉氏の元氣な姿を見て、喜んで人はたくさんいたでしょう。

こうなると、困るのは現在の首相である福田氏です。もし彼が一般財源化に妥協したら、「なんだ。福田は結局、小泉のマリオネットか」と思われてしまうでしょう。たとえ一般財源化が彼の本心であり信念であったとしてもです。それは彼の今後の政治生命にどのような影響を与えるか。少なくともプラスには作用しないでしょう・・・。

そのような心配をしていたところ、福田首相が出したのは、まさに民主党と小泉元首相の折衷案でした。

この案は道路族から見ればとうてい容認できるものではありませんが、参議院

で多数を占める民主党との接点を探る上では有効なものです。折衷案を出したことで、逆に（既に入ってしまった）08年から全額一般財源化、と言っている民主党が無理難題を持ちかけているように見えます。

いま全国の首長の方々も意味深長な発言をされています。

玉野市長としての黒田市長の御所見を賜りたいと存じます。

※ 「首相・与野党の道路特定財源を巡る主張」と、「暫定税率が適用される道路特定財源」資料を参照下さい。

暫定税率は、年間約2・5兆円

暫定税率について、賛成派は「真に必要な道路が造られなくなる」「ガソリンの料金を下げたら車に乗る人が増えて、地球温暖化に悪影響を与える」などと理屈を付けています。それはそれで一理あると思います。

そもそも暫定税率とは何か？（※「首相・与野党の道路特定財源を巡る主張」とともに、「暫定税率が適用される道路特定財源」資料のように随分たくさんあるのです。）しかもこの30年くらい暫定といいながら「永遠に」取るかのごとく当たり前のように取ってきました。道路を整備するため、と言えば聞こえはいいのですが、整備された後も掘り返してはまた整備するために年間2・5兆円くらいの膨大な税金が余分に搾取されてきました。

黒田市長の道路特定財源問題について、1、暫定税率。2、一般財源化3、その他について。市長の意見をできるだけ詳しく御答弁いただければと存じます。

## 再質問

私の考えを述べます。わたしは、基本的には暫定税率はやめて、石油の値段を下げるのが一番いい案だと考えています。これについて詳しく話してみたいと思います。

環境を守るためなら全く別の税制を検討すべき

わたしは、石油の値段を高くすること自体には反対ではありません。もちろん「正しい理由があれば」という注釈を付けないではいけません。

地球温暖化対策などはその「正しい理由」の例です。「地球温暖化を防止するために、ガソリンに高い税金をかけますよ」という理由を付けて、国のコンセンサスとして、石油の価格を高くして消費量を抑えるというのは間違いではありません。

たばこもそうです。吸い過ぎれば健康を損ねます。だから、ある程度高くして、吸い過ぎを抑制する。そういう商品が通常の税率よりも高く扱うのは問題ではありません。

こうなると、ガソリンで集めた税金を道路だけに費やす必要はありません。論理がずれてしまうからです。環境のために使う税金なのだから、森林を切り開いて道路を作るわけにはいかないというものです。むしろ代替えエネルギーの開発に何%使うとか、石油存在の体制を変えるために何%使うというような、税金の使い道を考えなくてはいけません。そうやって石油に対する抑止力を強化していくべきではないでしょうか。

そのために、自動車関連に課税することとは問題ないと思います。だから、道路特定財源としては維持しないで、まったく新しい議論を経て、必要性を論じ、あらためて新しい制度を作るべきだと思います。

ます。

道路はこのほかにも道路公団のように料金をとって維持・拡大をしているところがあります。そのほかにも農水省関係でも農道と称する立派な道路建設費もあります。少なくとも諸外国から見れば、いまだに公共工事へ異常な建設資金が投じられています。今の道路はほとんど予算消化のために何回も同じところがほじくり返されているのですから、予算が減っても利用者はあまり不便を感じないはずです。

一般財源にしたら無駄遣いされるのがオチ

仮に、道路特定財源を一般財源に入れたらどうなるか。きつといつものように「介護に使います」「教育に使います」「福祉に使います」という名目になるに違いありません。そうなったら税金にメリハリがなくなります。「いくらあっても間に合わない」ところに投入するのは良くありません。

過去、立派な名目をあげた課税がどうなったかを考えればすぐに理解できると思います。各省庁がズブズブと予算を取っていくだけになると考えます。そして税金の有効な使い方を考えるよりも、寄ってたかって無駄遣いをして、あつという間になくなってしまおうでしょう。

例えば今、消費税を全額福祉・年金の目的に使うという案が出てきていますが、そういう目的税なら人々の監視の目が効きやすいと思います。

だから、わたしとしては道路特定財源を廃止し、その税収はいったんなくしてしまえばいいと考えるのです。そして、これまでとは全く違う新しい議論を通し

て、石油消費量を抑えるための新しい税制を設ければいいと考えます。税制は石油消費を抑えるためでありますが、税収は代替えエネルギーとか温暖化対策に使う、ということも理解できる。手順としては、代替えエネルギーの開発に必要な予算が出た段階で、暫定、あるいは恒久税率を設定して予算を確保するのが順当だろうと考えます。

今まで国民が許容してきた暫定税率はじめにありき、と言う議論は国民をないがしろにしたものでありますし、一般財源化というのも理屈になりません。

ただ、新しい税制を作るに当たって、注意したいことがあります。それは軽油だけを安くするのはやめることです。もともと経由は、トラックなどよく搭載されるディーゼルエンジンに使われる燃料です。トラックは流通のために必要な運搬の道具であります。そこで、産業を盛り上げるために軽油の税金を低く抑えてきました。

しかしガソリンも軽油も製造するコストは変わりません。だから、同じにすべきです。ガソリンだけに強く税金を掛け、軽油だけは低く抑えるというような、産業優先のシステムは卒業するときが来ているのであります。

以上が、私の市長に対する提言と要望です。市長から県及び国への働きかけをお願いいたします。質問を終わります。

最後に市長の御所見があれば誤答弁下さい。